

幼児教育無償化って？

幼児教育の無償化とは、少子化対策などの一環として **幼児教育や保育にかかる費用を国が負担することで、無償で利用できる制度** (場合によっては一部無料) のことです。当初は2020年から全面実施予定でしたが、前倒しになり今年の10月からの実施になりました。同じく今年の10月に10%に引き上げられる予定の消費税が財源として使われる見込みになっています。

子どもの幼稚園や保育所にかかる費用は毎月の保育料・授業料だけでなく、給食費などのその他の支出も必要になります。この制度がスタートするメリットとして保育料・授業料が無償になることで家計の負担が軽減することがあげられます。

対象施設と家庭環境ごとの違いは？

幼稚園・認可保育所・認定こども園・障害児通園施設などの費用は無償になりますが、金額に上限が設けられています。**3歳から5歳までの子どもの幼稚所保育料は月額2.57万円を上限に無償**となります。

0歳から2歳までの子どもについては、保育の必要性があると認定された住民税非課税世帯の子どもを対象に**月額4.2万円まで無償**となります。

預かり保育やベビーシッターなども対象になる？



幼稚園の保育終了後の預かり保育を利用する方もいると思いますが、その場合も幼稚園の保育料(2.57万円)の上限を含めて月額3.7万円まで、つまり**預かり保育料は月額1.13万円まで無償**されます(保育の必要性があると認定を受けた場合)。

また、急に子どもが病気になってしまった場合に仕事を数日休まないといけなくなったというのも良くある事例ですが、そんな時に病児保育を利用するのもひとつの方法です。ただ、病児保育に預けると費用もかかり負担に感じる家庭も多いかもしれません。この**病児保育に関しても月額3.7万円までの利用が無償の対象**となるのもポイント。

さらにファミリーサポート事業なども同様に対象になったり、複数のサービスを組み合わせて利用する場合も上限額の範囲内であれば、無償化の対象となるのも便利なところ。ただし、専業主婦家庭の場合は、幼稚園の預かり保育やベビーシッターを利用する際は対象外となります。

対象はどんな世帯？

小学校へ入学するまでの**0歳から5歳の子を持つ家庭が対象**になりますが、共働き夫婦・シングル家庭・専業主婦の家庭で条件が異なります。具体的には**3～5歳のすべての子どもの幼稚園・保育所・認定こども園の費用の無償化と、保育所や認定こども園などに通う0～2歳の子どもで、住民税非課税世帯を対象に無償化**されます。非課税世帯とは「生活保護を受けている人」、「シングル家庭で給与収入が204万4000円未満の人」などの条件があてはまる世帯です。

認可外保育所に預けると？

待機児童問題が話題になっていますが、待機児童になってしまい認可施設に入ることができない場合はどうなるの？そんなパターンも考えられます。

認可保育所に入りたくても入れず、認可外施設などを利用しなくてはいけなくなった場合も、代替措置として、保育の必要性があると認定された**3歳から5歳までの子どもを対象に月額3.7万円までの利用料が無償**になります。**0歳から2歳の住民税非課税世帯は月額4.2万円まで無償**になります。

無償の対象とならない費用は？

幼稚園・保育所の料金が無償なので、その他の経費も無償になるのでは？と思う人もいるかもしれませんが、**入園にかかる費用や制服代、通園に必要な送迎費・食材料費・行事費などについては無償化の対象外**となっているので注意しましょう。

手続方法 幼児教育無償化の申請方法は各自治体によって異なります。幼稚園や保育所の書類で確認したり、お住まいの自治体に問い合わせてみましょう。

POINT

共働き夫婦や専業主婦家庭など家庭環境によって条件が違うことを知っておきましょう。

また認可、認可外などによっても上限金額が違うので、自分がどの対象になるのか把握しておくことも大切です。毎月の幼児教育が無償になると家計の負担が軽くなります。浮いたお金を将来の教育費の積み立てに回したり、習い事の費用にあてるのも良いかもしれません。

2019年
10月より
いよいよ
スタート

幼児教育無償化ってどんな制度？

今年の10月から幼児教育の無償化がスタートする予定です。

どんな人が対象になるの？

世帯や預け先によって違いはあるの？

そんな気になる内容やポイントを紹介します。

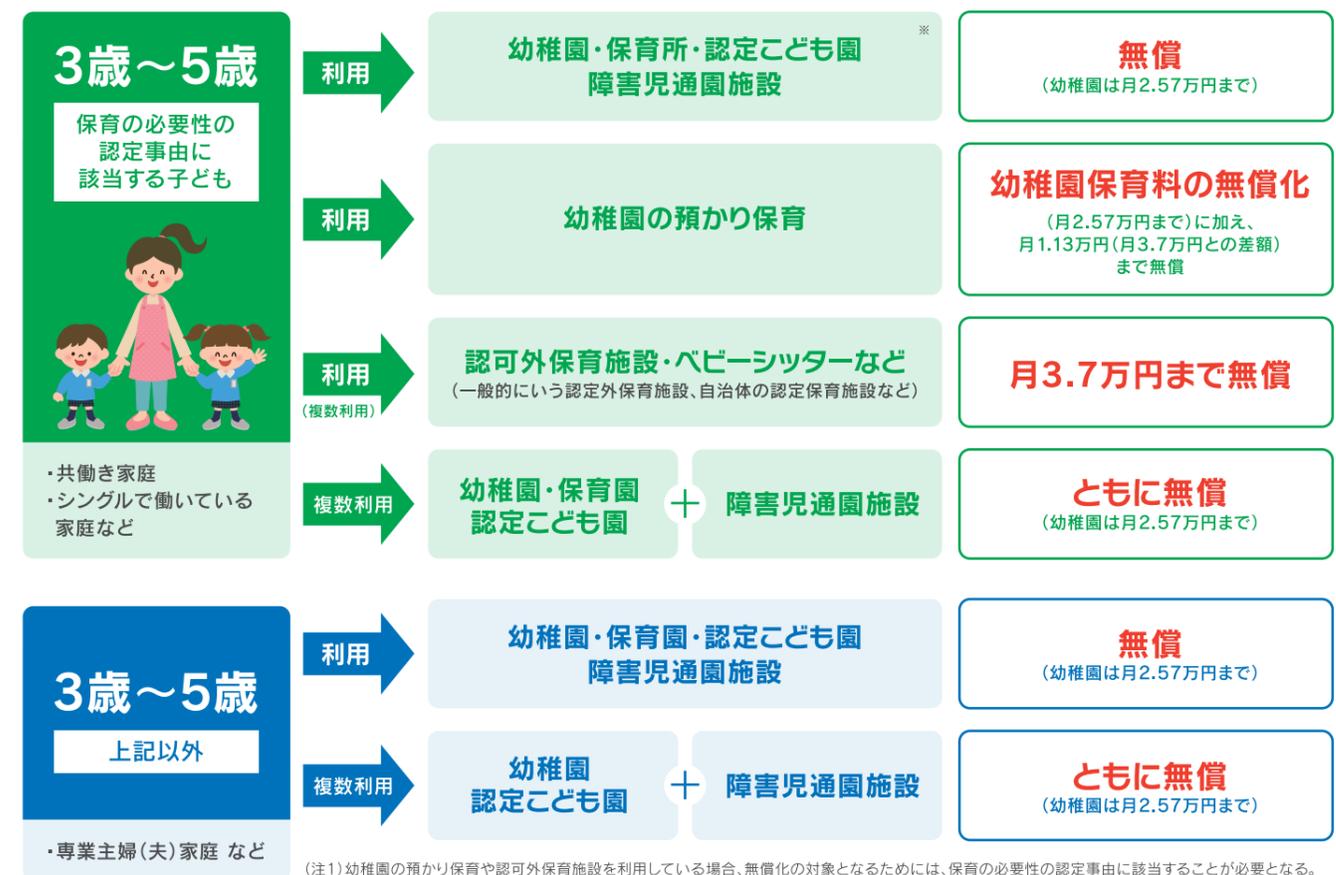
【監修】世継 祐子さん
ファイナンシャルプランナー
がん情報ナビゲーター



福岡県出身。久留米市役所での勤務経験を経て、法政大学法学部を卒業。2002年にファイナンシャル・プランナーの資格を取得。企業や個人の顧問ファイナンシャル・プランナー、各種セミナーの講師を務める。

幼稚園教育無償化の具体的なイメージ例

(文部科学省「幼児教育の無償化に関する住民・事業者向け説明資料」より)



(注1) 幼稚園の預かり保育や認可外保育施設を利用している場合、無償化の対象となるためには、保育の必要性の認定事由に該当することが必要となる。

住民税非課税世帯については、0歳～2歳児についても上記と同様の考え方により無償化の対象となる。この場合、月4.2万円まで無償。

(注2) 上記のうち認定外保育施設及びベビーシッターについては、認定外保育施設の届出をし、指導監督の基準を満たすものに限る。(但し、5年間の経過措置として、指導監督の基準を満たしていない場合でも無償化の対象とする猶予期間を設ける)
(※) 地域型保育も対象。また、企業主導型保育事業(標準的な利用料)も対象

